

返戻金

弊社が紹介した求職者が専ら求職者の責めに帰すべき事由により退職に至った場合、入社日より 3 か月未満に限り、成功報酬としていただいた対価の一部を返金させていただきます。

ただし、求人者の採用決定者に対する待遇・その他の労働条件が、採用決定時に求人者が示した労働契約内容と異なることに起因する退職の場合は、この限りではありません。

入社日より 1 ヶ月未満の退職	成功報酬としていただいた対価の 80%
入社日より 3 ヶ月未満の退職	成功報酬としていただいた対価の 50%

許可番号 23-ユ-301673
株式会社 労務サポート
愛知県名古屋市中村区並木 2-327-1